

平成 29 年 6 月 20 日

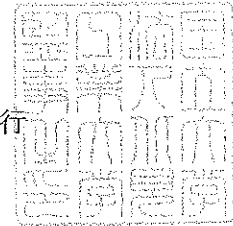
国立大学法人北見工業大学

学 長 高 橋 信 夫 殿

国立大学法人北見工業大学

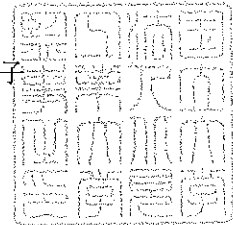
監 事

佐 藤 正 行



監 事

谷 口 雅 子



平成 28 年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成 28 年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第 8 条第 1 項に従い、「平成 28 年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

平成 28 年度監事監査結果報告書

私たち監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 事業年度における国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「本学監事監査規程（平成 16 年北工大達第 131 号・平成 27 年改正）」及び「本学監事監査実施要項（平成 16 年北工大達第 132 号）」に準拠し、「平成 28 年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いました但提出書類による書面監査も行いました。
- (3) 監査の重点事項としては、本学にとって平成 28 年度は、第 3 期中期目標・中期計画期間での目標達成に向けた初年度であり、同時に、学士課程の改組に向けて、本学の意思決定システムを始めとし、内部統制システムの体制の整備及びガバナンス体制の機能強化を推進するための極めて重要な年度であることに鑑み、本学の新旧の内部統制システムの整備及び運営に関する状況を点検するとともに、今後の第 3 期中期目標・中期計画期間において取り組むべき課題にも留意しつつ監査を実施しました。
- (4) 実地監査は、監査計画書に従い実施するとともに、平成 29 年 6 月 6 日には、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等から、提出された監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け、必要に応じて副課長等からも聴取しました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる、月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「同注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表、各種帳簿・帳票類、証拠書類、現預金、固定資産、契約書類等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、3 者協議会を実施するなど相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について、詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることとしました。

- (6) 業務監査に関しては、実地監査及び書面監査のほか、教育研究評議会、経営協議会、役員会など、本学の管理運営に係る重要な会議などに陪席し、必要に応じ意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終確認者として、閲覧を行いました。
- (7) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 平成 28 事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営されているものと認められます。
- (2) 第 3 期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、平成 28 事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。
- (3) 内部統制システムの体制整備及び運用状況については、適切に計られているものと認められます。本学の第 3 期中期目標・中期計画に係る対応に鑑みて、重点事項を含め、次事項にて監査所見を記します。
- (4) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
 - ②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、本学の平成 29 年 3 月 31 日現在の財務状態並びに平成 28 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。
 - ③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
 - ④事業報告書は、本学の平成 28 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
 - ⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って平成 28 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (5) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。平成 28 事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (6) 給与水準に関しては、平成 28 事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (7) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

3. 監査所見

私たち監事は、国立大学法人北見工業大学にとって平成 28 年度は、第 3 期中期目標・中期計画期間（平成 28～33 年度）での目標達成に向けた初年度であり、本学の全ての役職員が渾然一体となって、将来を担うべく人材育成に資する様々な教育研究活動、社会貢献活動等の充実に向けて不断の努力を傾注したことを認めるものでありますが、一方、第 3 期中期目標・中期計画期間における各国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化は、その存立の基盤に多大な影響をもたらしかねない所与の課題が見て取れます。これらの状況を踏まえつつ、監事監査を通して本学が当該年度に鋭意対応された取組等に鑑み、若干の監査所見を記します。

平成 29 年 4 月 5 日、本学は、改組が成った新たな学士課程に 432 名の新入生を迎え入れたことが認められる。平成 26 年度以来、将来構想 WG による度重なる検討を踏まえ、複数回に亘る全学説明会、更に、教育研究評議会、経営協議会等の重要な学内会議の審議を経て、平成 28 年 5 月文部科学省に「事前伺い」を提出したことが確認される。同年 8 月文部科学省による「地球環境工学科、地域未来デザイン工学科設置報告書」の受理が確認され、平成 29 年度からの学部改組を確定し、これに係る教育研究体制の更なる整備の図られたことが認められる。今次学部改組は、「本学のミッションの再定義」及び「本学が重点を置く、果たすべき役割」を踏まえたうえで、「国立大学法人北見工業大学」としての方向性を明確にしたものと高く評価ができる。

新たな2学科8コース制は、従来の伝統的な学科区分を越えて、関連する専門領域との連携も図り、専門知識の融合と選択の自由度を上げた斬新なカリキュラムを構築したものと確認され、より柔軟で幅広い視野と専門性を兼ね備えた分野の学習も可能としている。また今日必要とされる「高大接続」の視座も踏まえて、初年次教育や各種リテラシー教育にも意を用いていることが確認される。

なかんずく、従来の教育体制にありがちな座学偏重に寄らぬアクティブ・ラーニングの要素を飛躍的に取り入れていることは、特筆すべき有意なものと評価ができる。

学生が主体的に取組むべき多様な「場」と「素材」は、様々な人々とのインタラクティブな協働作業を通じて「自分の頭でものを考える姿勢」や「学ぶ態度」を養う場ともなる。学生にとっても「教授する側」と同等以上の責任も生じ、云わば「半学半教」の精神をもってする実践の場の提供は、学生を指導・管理の対象とするのではなく、「個」としての学生の自立支援に向けた積極的な取組として捉えることもできる。もとより、知識・技能の修得は前提であり、また個々の学生にとって「深い学び」に繋げられるかは、折に触れ時に応じた検証が伴うものとする。

更に、科目履修の体系化を図る「ナンバリング制」の導入や、単位の実質化を推進するための「CAP制」の導入など、教育の質の確保を担保する様々な取組が見て取れる。

また、学生支援課を学務課に改め、学務課に学生支援室を新たに設置し、正課を始め、広範囲に亘る学生支援業務の一元化、連携強化を図ることで、事務の効率性に寄与するばかりでなく、サービスの提供・支援を受ける夫々の学生の特性にも十分配慮した肌理細やかな学生・修学支援を行う体制整備をしたことなど、本学のガバナンス体制の機能強化に資する幾多の取組のなされたことが認められる。

本学は、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参画し、平成28年10月29日、本学において「オホーツク地域創生シンポジウム in 北見工大」と題したシンポジウムの開催されたことが確認される。学内外から約300名の参加者を得て、極めて高い訴求力を有した画期的プログラムの催しであったことが認められる。

本学が立地する北見、オホーツク地域は、道内有数の農林水産業の集積地であり、1次産業を基盤とするオホーツク地域の課題について、産業界、大学等、官公庁、金融界を代表する各分野のパネリスト夫々の立場からの問題提起がなされ、認識を共有するとともに、「工学技術」を持つてする「1次産業」を支援し、「地域」の活性化、発展に貢献し、加えて、本学の有する工学的基盤を総合的に活用して地域社会の構築に寄与する本学の特色・強みを、この機会も捉え、江湖に力強く発信されたことが認められ頗る評価ができる。

文部科学省は、国立大学法人改革の一環として、各法人は、夫々の機能強化の方向性や平成28年度から始まる第3期中期目標・中期計画期間を通じて特に取り組むべき内容を踏まえて、3つの枠組みを示し、本学は、『主として、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期中期目標・中期計画期間の機能強化の中核とする』枠組みを選択したことが認められる。

本学ではこれまでも、農業機械へのメカトロニクス、ICT技術の応用と省力化、和種ハッカの再興など地域産業に密接に関連する数々の研究に着手していることが確認されるが、こうした取組の更なる機能強化を図るため、本学は、平成27年度に北見市との間で締結された包括連携協定に基づき、平成28年度、北見市の31haに及ぶ広大な遊休公共施設を「土地建物使用貸借契約書」を締結し、無償で借り受け、遊休地のゾーニングを図り、5エリアで本学の教育・研究・産学官連携活動の実践の場としての活用方を決定したことが認められる。平成28年度は、土木関連や工農連携に関する6件の研究が実施され、新たに設置された「複合型豪雨災害研究ユニット」等、2件の研究ユニットでの利活用も図られることが確認される。またこれら本学の機能強化に向けた取組に対して、学長のリーダーシップの下、メリハリのある「学長裁量経費」の積極的な措置が講じられるなど顕著な対応と評価ができる。

また、平成29年2月にはオホーツク管内全14農業協同組合長会との包括連携協定が締結され、今後、更にオホーツク管内9森林組合との包括連携協定の締結も予定されているなど、地域の活性化や持続的な発展に資するため、地域とのネットワーク形成や連携協力体制を深化させ、地域の期待に応え、貢献していく方策を講じていることが確認される。インターンシップへの派遣や、AIを導入した農業機械開発を目的とした共同研究等が計画されており、学生にとってもこの地域の魅力を学ぶ機会ともなり、COC+事業の道内就職率向上に向けた取組にも寄与する事業内容であることが認められる。

運営費交付金は、国立大学法人が安定的・持続的に教育研究活動等を行うための必要不可欠な基盤的経費であり、その骨格を成していることは周知の事実である。

本学の経常的収入は、運営費交付金、自己収入（授業料、入学料、検定料等）、外部資金（共同研究、寄附金等）、競争的資金（科研費補助金等）、施設整備費補助金などで構成されており、平成28年度の本学の経常収益に占める運営費交付金収益比率は56.4%であることが確認される。本学においては、平成28年度にも外部資金や競争的資金獲得にも特段の意を用い、その獲得に向けた取組が鋭意なされていることが認められるが、引き続き、安定的な運営費交付金の確保は必須であると考ええる。

一方、国立大学法人の第1期中期目標期間の運営費交付金の算定については、「効率化係数」により、対象となる事業費の一律1%の減額を求め、また、第2期中期目標期間は、第1期の「効率化係数」を廃止し、期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業

の見直し等を通じた大学改革を促進することを目的とした「大学改革促進係数」により算定され財源の確保がなされたことが確認される。第1期及び第2期中期計画・中期目標期間を通じての本学の運営費交付金の削減額は、実に約5.3億円に上り、平成28年度の運営費交付金予算額は対平成16年度比約19%減であることが確認される。

平成28年度から始まる第3期中期目標・中期計画期間における運営費交付金については、各国立大学法人の機能強化の方向性に応じて『機能強化促進係数』による重点配分が図られ、また、学長裁量による経費区分が新たに創設される等の抜本的な制度設計の方針が示されたことが認められる。一方で、運営費交付金の中で毎年一定額が機能強化経費として移し変えられ、国立大学法人自らが運用すべき基盤的経費としての運営費交付金は縮減されることになり懸念もされる。運営費交付金や競争的資金を始めとする財源の確保については、従前にも増して、第3期中期目標・中期計画期間中の各年度計画に適切且つ適正に反映されるよう、引き続き主務省である文部科学省と肌理細やかな連携を図り、万全の方策を練られることを期待したい。

本学は、学士課程の完成年度に向けて更なる取組や、また、博士前期課程の改定に向けた検討に本格的に着手していることが確認される。国立大学法人を取り囲む幾多の制約の中で、それぞれの時代の社会的要請や四囲の環境変化に柔軟に対応しつつ、変わらなくてはいけないもの、そして、いつの時代にも変わってはならない本学の事業の本質を見極めながら、先導的な教育研究活動及び社会貢献活動が、多様に実施されており、地域社会を始めとする各方面から益々その重要度を期待されている。本学の第3期中期目標・中期計画期間において十全の備えを怠ることなく、引き続き、すべての教職員が渾然一体となつて、将来を担うべく学生の人材育成に不断の努力を傾注されることを願って止まない。

平成29年6月20日

国立大学法人北見工業大学

監事 佐藤正行 ㊟

監事 谷口 稚子 ㊟